

「融資制度のお知らせ」

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【融資対象】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の１または２のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる方。 １、最近１カ月等の売上高（※１）または過去６カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方。 ２、業歴が３カ月以上１年１カ月未満の場合等は、最近１カ月間等の売上高または過去６カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高（業歴６カ月未満の場合は、開業から最近１カ月までの平均売上高）が次のいずれか（※２）と比較して５％以上減少している方。 ①過去３カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高 ②令和元年１２月の売上高 ③令和元年１０月から１２月の平均売上高 ※１ 「最近１カ月間等の売上高」には、最近１カ月間の売上高に加え、「最近１４日間以上１カ月未満の任意の期間」における売上高を含みます。 ※２ 最近１４日間以上１カ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①～③の売上高を日割り計算し、該当期間に対応する日数を乗じて算出した売上高。
【資金使途】	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
【担保】	無担保
【融資限度額】	別枠８，０００万円（※６，０００万円を限度に利率０．９％引下げ）
【ご返済期間】 <据置期間>	設備資金：２０年以内（うち５年以内）※据置期間は返済期間に含まれます。
	運転資金：１５年以内（うち５年以内）※据置期間は返済期間に含まれます。
【利率】	０．４６％（※３，０００万円以下の場合）
	※特別利子補給制度により３年間は実質無利子、但し、３年経過後は基準金利の１．３６％に戻ります。（返済期間によって利率が異なる場合があります。）
【その他】	①特別利子補給制度を利用の場合は詳細要件がありますのでご確認ください。 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、既存の借入に係るご返済が重荷となっている事業者の負担を軽減するため、これまで低減利率（基準（災害）▲０．９）の対象外であった既存融資のお借換え部分にも、当初３年間の低減利率が適用できるようになりました。但し、お借換えのみの申し込みはできません。既存融資の借換えは新たな資金と併せてご相談下さい。

平戸市中小企業振興資金（取扱金融機関：十八親和銀行 平戸支店・平戸中央支店）

【融資対象】	①長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。 ②市税を完納していること。 ③本資金融資の申込日以前に１年以上同一の事業を営んでいること。 ④銀行取引停止処分を現に受けていないこと。 ⑤個人で事業を営む者にあっては、市内に住所を有すること。
【資金使途】	設備資金／運転資金
【融資限度額】	２，０００万円
【ご返済期間】	１０年以内（うち据置期間は１年以内）
【利率】	１．７％
【保証料】	０．４５％～１．３４％ ※令和３年度新規融資分については、市が保証料全額補給
【保証人】	特別な事情がある場合を除き法人代表者以外は不要
【お問合せ先】	当所または銀行窓口にご相談下さい

令和３年８月発行

HIRADO

会議所だより

議員総会を開催



令和２年度事業報告書

I. 総括的概要

わが国経済は、インバウンド需要が消失し、又、諸外国の生産活動の停滞により供給制約が課されたため生産の滞りに見舞われ、更には、感染拡大防止のために国内の経済活動は抑制を余儀なくされ、感染拡大以前から持ち直し傾向にあった経済を直撃した。

県内及び当市の経済は、昨年５月下旬の緊急事態宣言解除以降、ＧＯＴＯキャンペーンにより緩やかな回復傾向がみられたが、年末からの感染症の再拡大の影響により、人の移動の抑制や、営業自粛、イベントなどが中止となり、観光・飲食業を中心に幅広い業種業態の企業が甚大な影響を受けることになった。

こうした中当所では、企業に対し資金繰り等の融資相談をはじめ、雇用調整助成金申請など事業の継続支援に努めたほか、会員非会員の区別なく市内の企業に対し国県市の各種給付金の申請支援を行った結果、会員増強にも繋がった。又、平戸市が発行者となる「平戸市プレミアム付き商品券事業」や、商工会との連携による「ひらどつつじ商品券事業」、料飲業組合との連携による「平戸テイクメシ事業」、ＣＮカードとの連携による「ポイント１０倍キャンペーン」など、市内の消費喚起策に積極的に取り組んだ。又、イベントについては、「平戸海道渡海人祭」や「平戸くんち城下秋まつり」に替わる「食」を中心としたイベントは、開催を前提に準備を進めていたが感染拡大により止む無く中止となったが、「軽トラ市」については、感染防止対策を講じながら年間８回開催した。

更には、平戸観光協会・平戸建設業協同組合・平戸旅館組合・平戸市商工会や各種関係団体との連名による経済対策に関する緊急要望書を平戸市に提出し、感染症対策支援強化に取り組むよう要望活動を行った。

このほか、中小・小規模事業者への支援では、金融・税務・労務面での従来の経営改善普及事業はもとより、ポストコロナを見据えた新商品開発による販路開拓事業や、新たな生活様式への転換に応じ経営環境の変化に対応するための新事業展開・業態転換・事業再構築などの変革への取組についても伴走型にて取組を後押しした。又、創業や中小・小規模事業者間での喫緊の課題となっている事業承継・事業引継ぎについても専門家を交えながら支援強化に取り組んだ。

当所では、この様な経済状況下において中止や延期となった事業・部会活動等があったが、「会員のための会議所」の基本理念を確認し、「元気の会議所・実行する会議所」を目指し役員・議員・職員一体となって事業推進に積極的に取り組み、地域総合経済団体である商工会議所の使命達成のため、地域経済社会並びに会議所会員の要請に応えるべく、下記の重点施策を中心に積極的に事業活動を行った。

II. 重要施策

- | | | |
|-------------------|--------------------------------|----------|
| ①会員相互の連携と会議所組織の強化 | ②商工業の振興 | ③観光事業の振興 |
| ④中部・南部地区の活性化 | ⑤小規模事業者に対する経営改善普及事業の強化 | |
| ⑥交通体系の整備促進 | ⑦「新型コロナウイルスに関する相談窓口」の設置による経営支援 | |



令和２年度収支決算書

一般会計		(単位：円)	
収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 費	7,251,600	事 業 費	6,296,040
役員・議員会費	3,729,000	給 与 費	23,393,547
事 業 収 入	13,149,390	福 利 厚 生 費	4,005,882
市 補 助 金	2,860,000	旅 費 交 通 費	540,505
交 付 金	18,607,268	事 務 諸 費	3,201,729
雑 収 入	479,465	会 議 費	673,520
特別会計繰入金	9,464,319	その他の管理費	7,425,437
繰 越 金	21,866,015	退職給与積立金	845,784
		繰 入 金	3,530,991
		繰 越 金	27,493,522
合 計	77,406,957	合 計	77,406,957

中小企業相談所		(単位：円)	
収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
県 補 助 金	30,972,648	人 件 費	21,965,075
一般会計繰入金	3,530,991	福 利 厚 生 費	4,603,312
雑 収 入	31	旅 費	67,820
		事 務 費	715,071
		事 業 費	7,152,392
合 計	34,503,670	合 計	34,503,670

青年部活動 県北商工会議所青年部三地区協議会講習会に参加

7月21日（土）に県北商工会議所青年部三地区協議会（佐世保・平戸・松浦）は『THREE LEGENDに学ぶ』と題し、日本YEG会長、日本YEG専務理事、九州YEG会長経験者を招いた講習会を開催致しました。今回の講習会は、「YEGとは何か」について各登壇者よりお話を頂き、その後、三地区単会会長も参加したパネルディスカッションを行いました。日頃のYEG活動について討論を行う中で大変貴重なご意見を頂き、今後のYEG活動に活かせる内容となりました。



女性会活動 7月例会開催報告

7月12日（月）、古民家の活用促進に向けて活動する民間団体「古民家再生協会長崎」福田敏幸代表理事をお招きし、古民家活用に関する講話を頂きました。

自治体と民間が連携し地域活性化へ取り組む等、古民家再生協会の活動や古民家について学びました。



新入会員紹介 新たにご加入いただきました事業所をご紹介します。(受付順)

事業所名	代表者名	所在地	業 種	部 会
有限会社クレスト	川 上 順	佐世保市須佐町7番14号	企画・デザイン業	観光サービス
木引田町商店街振興組合	赤 木 悦 郎	木引田町462-1	商店街振興組合	理 財
めがねのまみい	宮本真貴代	岩の上町487-45	眼鏡・補聴器販売	商 業
柴山水産	柴 山 正 宗	野子町1242	水産加工業	食 料 品
株式会社エレナ ダイソー平戸店	中 村 憲 治	岩の上町字中山179	日用品・一般食料品	商 業
末弘丸株式会社	坂 野 弘 樹	鏡川町1279	水産加工業	食 料 品
上田農園	上 田 雅 之	津吉町1144-1	農 業	食 料 品
山野建築	山 野 良 太	主師町512-3	建 築 業	建 設 工 業
株式会社のぞみ	立 石 忠 嗣	新町10-1	不 動 産	理 財
松本ライフサービス	松 本 美 則	古江町576	電 器 販 売 修 理	商 業

平戸異業種交流研究会 7月例会報告（新上五島町への視察研修）

7月28日（水）、新上五島町へ視察研修に行ってきました。ユネスコの世界遺産に2018年7月登録された「頭ヶ島（かしらがしま）の天主堂」や国の重要文化財である「青砂ヶ浦（あおさがうら）天主堂」、その他「矢硬目（やがため）の塩本舗」などを視察。今回はコロナ禍での視察研修ということもあり、教会内に入る事は出来ませんでしたが、ガイドの説明により、島の歴史・文化に触れ、大変貴重な経験が出来ました。また、参加者も28名と多くの会員に参加をいただき、会員同士の意識の向上や、親睦を図ることが出来ました。



事業承継診断のお知らせ 親族内承継・第三者承継、あらゆる事業承継について支援します！

当所では、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、県内外の行政機関・中小企業支援機関等と連携して事業承継診断や個別相談会を開催し、親族内承継、親族外承継（社員、第三者）等、後継者へのスムーズな事業承継を行うため、事業承継税制等支援策の説明や事業計画書作りを行っております。

今年度から、長崎県事業承継ネットワークと長崎県事業引継ぎ支援センターが統合し、「長崎県事業承継・引継ぎ支援センター」となりました。会員事業所が抱えている課題や問題点を解決に向け、相談無料・秘密厳守にて行います。この機会に是非ご相談下さい。

第2期平戸市営業時間短縮要請協力金支給について

午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業（午後7時以降の酒類の提供）を行わないよう要請します。要請期間（8月10日～8月23日）の全期間で営業時間の短縮に協力いただいた店舗を対象に、協力金を支給します。

【要請期間】：**令和3年8月10日（火）～8月23日（月）**

【対象施設】：**居酒屋、レストラン、スナック、バー、カラオケボックス等**

【支給金額】：**1日あたりの支給額×14（日間）※店舗の売上高に応じて支給。1店舗35万円～**

【協力金の支給対象外店舗】

○従来の営業時間が午後8時までの店舗 ○今回の要請前にすでに廃業（または長期休養）している店舗

【対象外となる施設】

宅配・テイクアウトサービス専門店、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカー等

【申請受付】：**令和3年8月24日（火）より受付開始となります。**

【申請方法】：申請書に必要事項を記入し、添付書類と共に「簡易書留」や「レターパック」にて平戸市商工物産課へ郵送して下さい。

※申請書類の記入方法や添付書類について不明な点がございましたら当所までお問合せ下さい。

長崎県よりお知らせ 新しいアイデアを実現に導く支援！

会員事業者の皆様の新規事業展開の実現に必要な経営状況調査、経営分析、経営診断などを実施し、当所と中小企業診断士が連携しながら事業計画の策定、磨き上げから実践までの伴走型支援を行います。

【対 象】新規事業展開を図ろうとする県内の中小企業者（個人事業主含む）

【相談内容】新規事業展開に関する各種計画策定支援、補助金や融資等の各支援施策の活用

【相談料】無料

【支援期間】令和4年3月31日（木）まで

【申込方法】当所から申込を行いますのでご連絡下さい。

【お問合せ先】平戸商工会議所・（一社）長崎県中小企業診断士協会 電話095－832－7011